

## 【開発事業等の計画の排水施設に係る協議申出書(旧 流末審査願)の記載方法 1】

R7.3月末日  
事業者の方向け

★建築局に開発事業者が提出した開発事業構想書に基づき、開発事業等の計画の排水施設に係る協議申出書(以下、協議申出書)を記入します。(開発事業者の方が作成)

## 開発事業構想書(以下、構想書)

参照

協議由出書(開発事業者の方が土木に提出)

## こちら を作成

規則外様式

1,000 m<sup>2</sup>未満

開発事業等の計画の排水施設に係る協議申出書

(申出先)

横浜市長 (提出先: 各区土木事務所)

次のとおり、協議を申し出ます。

1. 申出を行う協議

申出年月日	年      月      日
申出の区分	<input type="checkbox"/> 新規協議 <input type="checkbox"/> 変更協議 (当初協議: 年      月      日 土第      号)
(1) 申出の内容	<input type="checkbox"/> 都市計画法第32条第1項又は第2項の規定による協議 (同法第33条第1項第3号の基準への適合に係る協議を含む。)
(2)	<input type="checkbox"/> 横浜市開発事業等に関する条例第18条第2項第6号の整備基準への適合に係る協議
(3)	<input type="checkbox"/> 全地盤造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の基準のうち、排水施設に係る基準への適合に係る事前協議 (協議に係る工事の区分 (口宅地造成又は特定盛土等 口土石の堆積) ⑧)
(4)	<input type="checkbox"/> 横浜市開発事業等の調整等に関する条例第6条の規定による、都市計画法第33条第1項第3号の基準への適合に係る協議
開発事業者等 (申出者) (※)	住所 氏名: 構想書③を記入 電話
連絡先	住所 氏名: 構想書④を記入 電話 (設計者等を記入)

※ 法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入。

2. 申出に係る開発事業等の概要

開発事業等受付番号	第      計      号	構想書①を記入	
開発事業等 区域	所在地 (地番)	横浜市      区	構想書②を記入
	面積	m <sup>2</sup>	構想書第2面⑩を記入
	区域区分等	□市街化区域 (用途地域: □市街化調整区域)	構想書⑤、⑥を記入
	盛土規制法の 土地用途 (計画)	□宅地 □農地 □採草放牧地 □森林 □公共施設用地	
開発事業の目的 (予定建築物等)	□共同住宅 □一戸建ての住宅 □その他 ( )		

3. 申出に係る開発事業の計画 (排水施設) の概要

排除方式等	□分流水 □合流式 ( □処理 □未処理 □処理区域編入 ) 区域
接続先	□海水または谷瀬 ( □公共下水道 □その他 ) □雨水 ( □公共下水道 □一般下水道 □道路排水施設 □その他 )
自費工事	□無 □有 ( □公共下水道 □一般下水道 )
賃貸収益抑制利用	□無 □有 ( □海水 □雨水 □合流 )
流出抑制施設 (河川対応)	協議 ( □必要 □不要 □対象外 ) [ 4添付書類⑩] チェックシートによる )
遊水池等 (下水道対応)	□無 □有 ( □貯留 □漫過 ) □協議対象外 [ 4添付書類⑩ ] の提出が不要の場合 )

4. 添付書類 (この用紙及び添付書類は、2部提出してください。)

(1) 位置図

(2) 施設・設備・構造圖 (変更申請の場合は)

添付欄

新規協議または変更協議か選択。  
変更協議は当初協議の番号を記載

- 構想書⑦、⑧に基づき選択  
選択の詳細については、次頁(P3)参照

開発調整条例手引きの規則外様式第1号、第10号は使用しません。

構想書⑨(構想)を記入  
※盛土規制法の協議の場

／ 公共下水道供用開始区域図※1より確認

雨水を道路側溝に接続する場合、「道路排水施設」を選択。流末が河川、海域等の場合は「その他」を選択

「標識設置届」チェックシート(河川流域  
管理課協議指導担当)を受理していない  
場合は、協議対象外を選択

(第2面)							
2 開発事業の構想の概要							
①	目的			□建築物の建設	□特定工作物の建設、 □災害の発生防止	□その他の土地利用	
⑩	所在地（地番）			「第1面 1 開発事業区域の所在地（地番）」と同じ。			
	業種 面積	内訳	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
			市街化区域		m <sup>2</sup>		
	道路状空地			□あり 面積	m <sup>2</sup>	比率	%
			□なし				
			□あり 面積	m <sup>2</sup>	比率	%	
			□なし				

※1 公共下水道台帳図情報「だいちゃんマップ」で、公共下水道台帳図、公共下水道供用開始区域図等を閲覧できます。

UJI

[CRE](https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/PositionSelect?mid=7&nm=%E3%81%A0%E3%81%84%E3%81%A1%E3%82%83%E3%82%93%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97&ctnm=%E3%81%A0%E3%81%84%E3%81%A1%E3%82%83%E3%82%93%E3%83%9E%E3%83%83%E3%83%97)

## 【開発事業等の計画の排水施設に係る協議申出書(旧 流末審査願)の記載方法 2】

R7.3月末日  
事業者の方向け

R7.11全面修正

### 構想書「開発事業の区分」に基づき選択する、協議申出書「申出の内容」一覧表

開発事業構想書※3 「開発事業の区分」 協議申出書 「申出の内容」	ア：開発行為（開発 区域の面積500m <sup>2</sup> 以上等※1） オ：斜面地開発行為	イ：大規模な共同住 宅の建築	エ：宅地造成及び特定盛土等	
			面積500m <sup>2</sup> 以上	面積500m <sup>2</sup> 未満
(1)都市計画法第32条第1項又は第2項の規定による協議	<input type="radio"/>			
(2)横浜市開発事業等の調整等に関する条例第18条第2項第6号の整備基準への適合に係る協議		<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※2	
(3)宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の基準のうち、排水施設に係る基準への適合に係る事前協議			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
(4)横浜市開発事業等の調整等に関する条例第6条の規定による、都市計画法第33条第1項第3号の基準への適合に係る協議	横浜市開発事業等の調整等に関する条例第6条による協議の場合、選択 (都市計画法第29条第1項第2号及び第3号に規定する開発行為)			

※1 市街化調整区域における500m<sup>2</sup>未満で都市計画法の開発許可が必要となる場合を含む。

※2 盛土規制法の土地利用用途（構想）に宅地を含まない場合（農地、森林等）は協議対象外（=選択しない）。

※3 土石の堆積事業構想書の場合は、「(3)宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第1項の基準のうち、排水施設に係る基準への適合に係る事前協議」のみの選択となります。

開発事業構想書 「開発事業の区分」のウ：市街化調整区域における建築物の建築（建築物の敷地の面積3,000m<sup>2</sup>以上等）、カ：開発行為（開発区域の面積500m<sup>2</sup>未満かつ道路位置指定を要するもの）は協議対象外（=この協議が不要）。